

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

- 1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明
- (20) 議案第14号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

病院局

令和5年2月8日

## 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>川崎市病院局企業職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,530人</u>以内とする。 (以下略)</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>川崎市病院局企業職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,493人</u>以内とする。 (以下略)</p>